


所管部課	学校教育部 学校教育課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について					
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
(改正内容)						
東大和市教育委員会事務局処務規則は、教育委員会の職務権限に属する事務の処理並びに職員の服務について規定し、事務効率の向上を図ることを目的としている。						
今回の改正は、第14条 事案の代決についての規定で、課長の代決が明記されていないことから、市長部局と同様の考え方にに基づき、文言等の所要の改正を行うものである。						
(施行日)						
平成28年4月1日から施行する。						
(影響及び効果)						
手続き等、適正な事務の執行に資する。						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
(1) 規則の案文は、文書課において審査済み。						
(2) 平成28年3月25日開催の教育委員会定例会において承認済み。						
(3) 平成28年3月28日に公布済み。						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。